

第二節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第百五十六条 指定自立訓練(機能訓練)の事業を行う者(以下「指定自立訓練(機能訓練)事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定自立訓練(機能訓練)事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- 一 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員
- イ 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、指定自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数以上とする。
- ロ 看護職員の数は、指定自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、一以上とする。
- ハ 理学療法士又は作業療法士の数は、指定自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、一以上とする。
- ニ サービス管理責任者 指定自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる数
- イ 利用者の数が六十以下 一以上
- ロ 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すことに一を加えて得た数以上
- 2 指定自立訓練(機能訓練)事業者が、指定自立訓練(機能訓練)事業所における指定自立訓練(機能訓練)に併せて、利用者の居室を訪問することにより指定自立訓練(機能訓練)以下この条において「訪問」による指定自立訓練(機能訓練)と提供する場合、指定自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、前項に規定する員数の従業者に加えて、当該訪問による指定自立訓練(機能訓練)を提供する生活支援員を一人以上置くものとする。
- 3 第一項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 4 第一項第一号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。
- 5 第一項、第二項及び前項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業者の従業者は、専ら当該指定自立訓練(機能訓練)事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。
- 6 第一項第一号の看護職員のうち、一人以上は、常勤でなければならない。
- 7 第一項第一号の生活支援員のうち、一人以上は、常勤でなければならない。
- 8 第一項第二号のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

第三節 設備に関する基準

第百五十八条 第八十一条の規定は、指定自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。

第四節 運営に関する基準

- (利用者負担額等の受領)
- 第百五十九条 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、指定自立訓練(機能訓練)を提供した際は、支給決定障害者から当該指定自立訓練(機能訓練)に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。
- 2 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、法定代理受領を行わない指定自立訓練(機能訓練)を提供した際は、支給決定障害者から当該指定自立訓練(機能訓練)に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。
- 3 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、指定自立訓練(機能訓練)において提供される便宜に要する費用のうち次の各号に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。
- 一 食事の提供に要する費用

二 日用品費

- 三 前二号に掲げるもののほか、指定自立訓練(機能訓練)において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの
  - 4 前項第一号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
  - 5 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、第一項から第三項までに係る費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。
  - 6 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、第三項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。
- (訓練)
- 第百六十条 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行わなければならない。
  - 2 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、利用者に対し、その有する能力を活用することにより、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行わなければならない。
  - 3 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、常時一人以上の従業者を訓練に従事させなければならない。
  - 4 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、その利用者に対して、利用者により、当該指定自立訓練(機能訓練)事業所の従業者以外の者による訓練を受けさせてはならない。
  - (地域生活への移行のための支援)
  - 第百六十一条 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、第百七十五条第一項に規定する指定就労移行支援事業者その他の障害福祉サービス事業者等と連携し、必要な調整を行わなければならない。
  - 2 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、利用者が地域において安心して日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者が住宅等における生活に移行した後も、一定期間、定期的な連絡、相談等を行わなければならない。
- (準用)
- 第百六十二条 第九条から第二十条まで、第二十二條、第二十三條、第二十八條、第三十六條から第四十一条まで、第五十七條から第六十条まで、第六十六條、第六十八條から第七十条まで、第七十三條から第七十五条まで、第八十六條から第八十九條まで、第九十一条、第九十二条及び第百六条の規定は、指定自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。この場合において、第九條第一項中「第三十一条」とあるのは、「第百六十二条において準用する第八十九條」と、第二十條第二項中「次条第一項」とあるのは、「第百五十九條第一項」と、第二十三條第二項中「第二十一条第二項」とあるのは、「第百五十九條第二項」と、第五十七條第一項中「次条第一項」とあるのは、「第百六十二条において準用する次条第一項」と、療養介護計画」とあるのは、「自立訓練(機能訓練)計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは、「三月」と、第五十九條中「前条」とあるのは、「第百六十二条において準用する前条」と、第七十五條第二項第一号中「第五十八條」とあるのは、「第百六十二条において準用する第五十八條」と、療養介護計画」とあるのは、「自立訓練(機能訓練)計画」と、同項第二号中「次条」とあるのは、「第百六十二条」と、同項第三号中「第六十五條」とあるのは、「第百六十二条において準用する第八十八條」と、同項第四号中「第七十三條第二項」とあるのは、「第百六十二条において準用する第七十三條第二項」と、同項第五号及び第六号中「次条」とあるのは、「第百六十二条」と、第八十九條中「第九十二条」とあるのは、「第百六十二条において準用する第九十二条」と、第九十二条中「前条」とあるのは、「第百六十二条において準用する前条」と読み替えるものとする。